

熊本地震による被災者支援、復旧・復興を いっそう強めることを求める意見書

平成28年4月14日と16日の2度にわたって震度7を記録し、甚大な被害をもたらした熊本地震は、震度4以上の余震が106回、体感地震は1,559回（5月24日現在）に及ぶなど、異例の経過をたどり、いまだ多くの被災者が、車中泊を含め、避難生活を余儀なくされている。

被災者を含めた現地の人たちをはじめ、全国からのボランティア、自治体、政府による支援が続けられているが、2カ月以上が経過し、問題点も明らかになっている。

平成28年5月18日、国会では震災対策の補正予算を全会一致で可決したが、政府としては、被災者最優先の原則に立った、生活と生業の再建に希望が持てる支援を抜本的に強めることが緊急に求められる。

よって、本市議会は国及び政府に対して、下記事項について、地元自治体とも協力し、早急に取り組みを強化することを強く求める。

記

1. 気温上昇、梅雨期を迎え、避難所となっている施設での空調など熱中症、防虫、感染症、食中毒対策の強化や温かい栄養バランスのとれた食料が行き渡るようにすること。
2. 「車中泊」や危険とされた自宅での「避難生活」など、すべての被災者の実態をつかみ、必要な支援を行うこと。
3. 仮設住宅は、希望する全ての人が入居できるよう、国公有地の活用や民有地借り上げなど、用地確保を含めた支援を強めるとともに、その際、地元産材の使用は復興にも役立つものであり、関係者と連携し、使用に努めること。
4. 被災者生活再建支援法による支援の300万円から500万円への引き上げ、半壊までの対象拡充や一部損壊住宅の修繕・耐震強化へ住宅リフォーム制度を拡充すること。
5. 被災中小企業・農林畜産業の事務所・設備・農地等の再建に必要な直接支援を行うこと。
6. 失業・自宅待機を余儀なくされている労働者の相談体制の強化、失業給付の特例や雇用調整助成金の機動的な活用、復興事業を就労支援事業として行うなど、被災による解雇・失業の防止と就労支援・雇用創出策を講じること。
7. 復興は全額国庫で行う。人員不足による罹災証明発行遅れなどへの人的

支援を緊急に強化する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月21日

泉南市議会

採決結果
平成28年6月21日 原案可決